

令和2年度使用中野区立小学校教科用図書の採択について

1 制度の概要

文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものの中から種目ごとに一種の教科書を採択する。（学校教育法第34条）（無償措置法第13条）（学校教育法附則第9条に規定する教科書を除く。）

2 選定調査の経緯

(1) 選定調査委員会

5月21日～7月11日（5回協議）

(2) 調査研究会

5月22日～6月20日

(3) 学校意見

全小学校に対して、全ての教科書について実施

(4) 児童の意見

新井小学校（2年生）、鷺宮小学校（3年生）、南台小学校（4年生）、西中野小学校（5年生）及び武蔵台小学校（6年生）において実施

(5) 保護者・区民の意見

教科書展示会場（教育センター）（野方図書館、中央図書館、南部すこやか福祉センター）に意見箱を設置して実施（5月24日～7月5日）

【資料】教科用図書選定調査報告